

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 安孫子 浩子 ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

- ① 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

その理由

グローカリズムの視点（人類が到達した最善のものを自らの足下で実現）からも、「障害者の権利条約」で示された理念と権利保障は、より生活に根ざした基礎自治体で実現されるべきでと考えると考えますし、その実現のために頑張りたいと思っています。

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

その理由

手話言語条例の制定は権利条約が示した「言語」理念であり、手話を必要とするすべての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要であると考えています。

2. 茨木市役所での障害者雇用について

- ① 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
- 2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

その理由

合理的配慮の徹底した提供による、職場環境等の改善を図り、積極的な障害者雇用がなされるべきであると考えます。また、「行政の福祉化」を図り、総合評価入札制度の拡充整備や、Lチャレンジ等の実践にみられる障害者団体への業務の提供についても促進していく必要があると考えます。

3. 65歳問題について

- ① 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
- 2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

その理由

福祉制度の根幹は、当事者が持つ自己決定権の尊重であり、施策はその権利を支えるものでなければならないと考えています。したがって65歳問題は、本人の意思を尊重し制度が柔軟に運用がされるべきだと考えます。

4. 障言のある人の地域生活について

4-①

- ① 茨木市としても24時間介護が必要である。
- 2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

[ ]

その理由

ノーマライゼーションの理念を実現するためには、重度の障がい者の皆さんの地域生活を支えていくための、24時間の公的介護支援は必要であると考えています。そのためには財政負担の問題からくる、再分配議論に市民の皆さんが納得いただけるような、包摂型地域社会を創る必要があると考えています。

4-②

- ① ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
- 2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

[ ]

その理由

[ ]

## 5. 医療について

### 5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

医療機関等へのヘルパー派遣は、医療と福祉の二重給付となるため、現行制度が認めていませんし、コミュニケーション事業は障がい者のみなさんの意思疎通支援に限られており、ご指摘のように極めて不十分であると思います。解消法が定めた「合理的配慮の提供」という視点からも、制度の改正を求めていく必要があると理解しています。

また、市民総合病院の建設については多様な意見がありますが、障がい者の皆さんの問題だけでなく、本市における医療機関の充実、喫緊の課題であると考えています。

### 5-②同行援護について

院内における「同行援助」「ヘルパーサービス」などの支援が受けただけ  
るよう柔軟な対応を求めています。

## 6. 市民会館について

市民会館の跡地の施設問題は、現在、市民100人委員会等で検討されています。これらの意見が尊重されることはもちろんですが、いずれの施設になっても、バリアフリー構造やユニバーサルデザインなど、障がい者の皆さんが利用しやすい施設となるよう取り組んでいきます。

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム (IDF)